

日本政策金融公庫のご融資を受けられた方へ

利子補給制度のご案内

名張市では、市内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、日本政策金融公庫の特定の融資を受けられた方に対し、償還利子の一部を補助する制度があります。今般、創業者支援の一環として、創業者向けに制度を拡充いたしました。

融資を受けられた方は、下記の必要書類を添えて市役所4階商工経済室へ申請して下さい。
申請されないと補助金は交付されませんのでご注意下さい。

【補助対象資金】 **※いづれも借換えは対象外となります。**

- ①小規模事業者経営改善資金貸付(マル経融資)
- ②生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経融資)
- ③新企業育成貸付
- ④企業活力強化貸付
- ⑤新企業育成・事業安定等貸付
- ⑥食品貸付

【補助対象者】

- 上記①②のいづれかの融資を受けられた方
市内に主たる事業所又は営業所を有する小規模事業者で、市税を完納している方
- 上記③～⑥のいづれかの融資を受けられた方
創業前又は創業開始後1年未満の間に**対象となる融資を受け**、市内に主たる事業所又は営業所を有し、又は設置することとしている小規模事業者で、市税を完納している方。(平成29年4月1日以後に利子支払開始となる融資が対象となります)

【補助対象期間】

利子の支払開始日から1年間(12回目の支払分まで)

【補助金額】

補助対象期間内に支払った利子の合計額に補給率(年1%※)を融資利率で除して得た割合を乗じた額(100円未満切捨て) **※融資利率が1%未満の場合は当該融資利率**

[例:利子の合計額が10万円で融資利率が1.65%の場合… $10\text{万円} \times 1/1.65 = 60,600\text{円}$]

【必要書類】

- ①補助金交付申請書(様式1号)及び補助金交付請求書(様式3号)<市商工経済室備付>
- ②日本政策金融公庫発行の支払額明細書の写し・ご融資のお知らせ(借用証書)の写し
- ③日本政策金融公庫発行の利息支払証明書(公庫へ発行をご依頼下さい)
- ④市税完納証明書<市役所1階課税室 17.「税務証明」窓口 >
個人事業者は代表者の証明書を1通、法人事業者は法人と代表者の証明書を各1通
ご用意下さい。

※ご来庁の際には、印鑑(個人事業者の場合は代表者印、法人事業者の場合は社印と代表者印)と振込希望口座(ゆうちょ銀行は除く)のわかるものをご持参下さい。

【申請期間】

補助対象期間の利子の支払終了後、3か月以内に申請して下さい。

【お問い合わせ先】

名張市鴻之台1番町1番地
名張市 産業部 商工経済室
TEL 63-7824